

令和6年度 農畜産物の残留農薬検査(令和7年3月31日現在)

平成15年の食品衛生法改正により、平成18年5月末からポジティブリスト制度が施行されました。
そこで奈良県では、平成16年度より、県内で生産される農産物を中心に残留する農薬及び動物用医薬品についての検査を実施しています。
検査を実施した結果(令和7年3月31日現在)については、以下のとおりです。

令和6年4月から令和7年3月末までに、国産品172検体、輸入品12検体について、残留農薬検査を実施しました。いずれも基準値以下で、食品衛生法違反はありませんでした。
なお、残留農薬検査項目数は、農産物が150項目、輸入食品が46～150項目、卵類(動物用医薬品)が16項目です。

分類		合計	内訳		不適件数
			国産品	輸入品	
核果果実	梅	4	4	0	0
ベリー類果実	いちご	13	13	0	0
	ブドウ	2	2	0	0
	ブルーベリー	1	1	0	0
かんきつ類	オレンジ、グレープフルーツ、みかん等	6	2	4	0
その他の果実	柿	12	12	0	0
	いちじく、キウイ等	2	2	0	0
あぶらな科野菜	かぶ、キャベツ、こまつな、だいこん、チンゲンサイ、はくさい、ブロッコリー	28	28	0	0
うり科野菜	かぼちゃ、きゅうり等	12	12	0	0
きく科野菜	ごぼう、レタス等	11	11	0	0
なす科野菜	トマト、なす、ピーマン等	36	36	0	0
ゆり科野菜	たまねぎ、ねぎ等	11	11	0	0
その他の野菜	えだまめ、おくら、とうもろこし、にんじん、ほうれんそう、いんげん等	14	14	0	0
いも類	さつまいも、さといも、じゃがいも、やまいも等	21	21	0	0
きのこ類	しいたけ	1	1	0	0
輸入食品	冷凍食品	8	0	8	0
肉類	食鳥肉	0	0	0	0
卵類	卵	2	2	0	0
合計		184	172	12	0

食品衛生法における基準値を超える農薬を検出した検体

収去品名	検出農薬名
—	—